

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大牟田市企業局からのご大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新制が導入されました

指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。（下記参照）

指定を受けた日	政令で定められた初回までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日 (指定店番号1番～54番)	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日 (指定店番号55番～103番)	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日 (指定店番号104番～121番)	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日 (指定店番号122番～169番)	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日 (指定店番号170番～205番)	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、別途ダイレクトメールにて通知をします。なお、**郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

●更新の要件は新規指定と同様となります

- 給水装置工事主任技術者の選任
- 給水装置工事を行なうための機械器具の名称、性能及び数
- 大牟田市指定給水装置工事事業者規程第6条2項3号で規定された欠格要件に該当しないもの

◎指定更新時に4項目の確認を行ないます

- 指定給水装置工事事業者研修会の受講状況
(研修会の受講終了証等、外部研修の受講実施履歴等)
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行なうことができる技能を有する者の従事状況
(施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無)

●申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
《厚生労働省令第18条に準拠》

●指定更新手数料

- ・1件につき5,000円
《大牟田市給水条例第33条》